

記入例

認定調査票(特記事項)

調査日 令和〇年〇月〇日 被保険者番号(〇〇〇〇〇〇)

- 概況調査Ⅳ.調査対象者の主訴、家族状況、調査対象者の居住環境(外出が困難になるなど日常生活に支障となるような環境の有無)、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入してください。

区分変更申請。戸建てに妻と2人暮らし。市内に長男夫婦が居住し、他県(遠方)に長女が居住。主に妻が介助を行っているが、週に1回程、長男が買い物や外出時の付き添い等を行っている。1年前から認知症の診断を受け、徐々に進行している。半年前には、浴室内で転倒があり、大事には至らなかったが、見守りの介助が増えた。2ヶ月前に呼吸器不全により、2週間入院し、現在も在宅酸素療法が実施されている。現状のサービス利用状況は、訪問看護(1回/週)、居宅養護管理指導(2回/月)、福祉用具購入(入浴補助用具)、住宅改修、の利用がある。前回認定時より介助量が増えたことと、ケアマネジャーの勧めもあり、変更申請に至る。妻と長男が立会人で調査を実施。

第1群 基本動作・起居動作機能の評価についての特記事項【1麻痺等の有無 2関節の動く範囲の制限の有無 3寝返り 4起き上がり 5座位の保持

6両足での立位保持 7歩行 8立ち上がり 9片足での立位保持 10洗身 11つめ切り 12視力 13聴力】

- (1.2) 調査時に規定の動作を確認。麻痺について、両上肢と左下肢は規定動作可能だが、右下肢は水平位置まで挙上できたが、保持が困難だったため、「できない」を選択。拘縮については、左膝関節に可動域制限があり、他動でも90°は曲げられなかったため、「ある」を選択。(3・4) 日頃から、寝返り、起き上がりはベッド柵につかりながら行う。(5) 調査時は、背もたれがない椅子に支えなく座位保持ができていた。しかし、家族の話では、起床時のみ背もたれが必要とのこと。頻回な状況から、「できる」を選択。(6・7・9) 規定の動作が支えなくできた。日頃も同様。(8) 調査時立ち上がりに関しては、膝に手をつき行っていた。日頃も何かにつかまらないければできないとのこと。(10) 半年前に浴室内で転倒してからは、必ず介護者が見守りをしている状況で、洗身を行っている。(11) 左膝関節に可動域制限があるため、左足の爪のみ家族が切っている。

第2群 生活機能(ADL・IADL)の評価についての特記事項【1移乗 2移動 3えん下 4食事摂取 5排尿 6排便 7口腔清潔 8洗顔 9整髪

10上衣の着脱 11ズボン、パンツ等の着脱 12外出頻度】

- (1.2) 移動、移乗ともに介助はない。しかし、半年前に浴室内で転倒してからは、外出時に必ず介護者が付き添いを行っている。(3・4) 嘸下について、普通食を摂取しているが、むせ込むことが多く、介護者が見守る頻度が多くため、「見守り等」を選択。食事摂取については、介助されていない。(5・6) 排尿について、トイレにて介助なく行っているが、便器や床に尿が飛び散る頻度が多く、妻が1日2回程度トイレの清掃を行っているため、「一部介助」を選択。排便は、介助や汚染もなく、行っている。(7・8・9) 口腔清潔、洗顔については、自分から行う習慣がなく、歯磨きの準備や、洗顔時の声かけ、タオルの準備の介助が行われているため、「一部介助」を選択。整髪に関しては、頭髪が少なく、整髪は行っていないため、類似行為で判断。入浴後に頭部を拭く際は、介助なくできているため、「介助されていない」を選択。(10・11) 洋服の準備は妻が行うが、着脱動作は介助なく行っている。(12) 妻と毎日散歩をしている。週に2回ほど、妻と買い物へも出かけている。

第3群 認知機能(記憶・意思疎通)の評価についての特記事項【1意思の伝達 2日課を理解 3生年月日や年齢を 4直前に何を 5自分の名前

6季節を理解 7自分がいる場所 8目的もなく動き回る 9外出すると戻れない】

- (1~3・5・6・7) 左記の項目については、質問に対して問題なく回答できた。日頃も同様。(4) 調査時に直前の行動について、確認したが答えられなかった。(昼食を食べた後の調査だった) 3点提示を行ったものの、正答できなかった。妻の話によると、半年ほど前から、物忘れや短期記憶の保持が困難になってきているとのこと。「できない」を選択。(8・9) ない。

第4群 社会的行動の評価についての特記事項【1物を盗られた 2作話 3感情不安定 4昼夜の逆転 5同じ話 6大声 7助言や介護に抵抗

8落ち着きがない 9目が離せない 10物集め 11物や衣類壊す 12物忘れ 13独り言 14自分勝手な行動 15会話にならない】

- (2) 普段から、できないことをできると行ったり、やっていないことをやったと話すことがある。(毎日) 調査時も、妻が訂正する場面が2~3度ほどあった。訂正した際に怒ることはないと、大きな手間にはなっていない。ないとのことだが、妻の確認の手間は増えているとのこと。(5・15) ニュースの話題を何度も話すとのことで、1~2週間の間、同じニュースの内容を話すこともあり、妻は疲弊している。話の話題もコロコロ変わり、会話にならないこともある。(2~3回/週) 調査時も同じ話の繰り返しは見られた。逸脱した状況と判断し、「ある」を選択。(12) 外出する前は、必ず探し物をするため、妻が一緒に探している。基本的に妻がしまってある場所を把握しているため、大きな手間にはなっていないが、状況から「ある」を選択。

第5群 社会生活適応に関する評価についての特記事項【1薬の内服 2金銭の管理 3意思決定 4団集への参加 5買い物 6食事の調理】

- (1) 薬の管理は本人が行い内服しているが、1日に1回程度の頻度で飲み忘れがあり、妻の介助が必要と判断。適切な介助の方法として「一部介助」を選択。(2) 妻が管理しており、本人はお小遣いの管理のみ可能。日常の意思決定に問題ないが、治療方針等の判断はできず、妻の助力が必要ため、「特別な場合を除いてできる」を選択。(5) 妻と行くが、日用品の選択、支払いは妻が行っているため、「全介助」を選択。(6) 昔から習慣で妻が料理を行うが、電子レンジの温めは本人ができるため、「介助されていない」を選択。

6 特別な医療についての特記事項

- (5) 呼吸器不全があり、1ヶ月前から医師の指示に基づき、在宅酸素療法を実施している。週に1度病院へ受診の受診と訪問看護師による、管理が行われているため、「ある」を選択。

7 日常生活自立度

障害高齢者の自立度: A1 外出時には介助が必要だが、屋内の生活は概ね自立できているため

認知症高齢者の自立度: IIb 服薬・金銭の管理ができず、物忘れによる妻の手間もあるため。(IIIaと迷いました。)

・調査を実施した日付 ・調査対象者の被保険者番号(申請書に記載があります) 左記の2点の記載をお願いします。

1群の項目について(能力の項目)

1群はほとんどが能力の項目になります。対象の行動が「できるか、できないか」で判断する項目になりますので、特記事項には、下記の内容を記載してください。(1-1、1-2は有無の項目 1-10、1-11は介助の方法の項目 注意!)

- ①実際の状況 ②実際の状況と日頃の状況が違う場合や時間帯等により状態が変化する場合

1-1・2 麻痺・拘縮 どこの部位にどの程度制限があるのかを記載してください。

まとめて記載できる項目に関しては、左記のようにまとめて記載してください。項目が変わる際は、空白を入れると見やすくなります。行が足りないようであれば、適宜追加してください。

2群の項目について(介助の方法)

2群はほとんどが介助の方法の項目になります。対象の行動に対して「介助があるか、ないか」で判断する項目になりますので、特記事項には、下記の内容を記載してください。(1-3は能力の項目 2-12は有無の項目 注意!)

- ①対象の行動に対して、どのような介護の手間が発生しているか(特に固有の手間が発生している場合は、要注意!)
②対象の行動の頻度、介護の頻度

2-1・2 移乗・移動

介助の方法の項目については、調査定義上は介助がない場合でも固有の介助がある場合があるので、その場合は記載をお願いします。特に移動に関しては、外出時は介助されている場合があると思いますので記載をお願いします。

介助の頻度について

介助の方法の項目については、どの程度の介助をどのくらいの頻度で行っているかが、とても重要になります。

調査対象の行為自体が発生していない場合

類似行為で判断する場合や、行為が生じた場合を想定して適切な介助の方法を選択する項目もありますので、注意が必要です。(細かい定義は調査員テキストを見てください)

3群の項目について(能力の項目)

3群はほとんどが能力の項目になります。対象の行動が「できるか、できないか」で判断する項目になりますので、特記事項には、下記の内容を記載してください。(3-8、3-9は有無の項目 注意!)

- ①実際の状況 ②実際の状況と日頃の状況が違う場合や時間帯等により状態が変化する場合

3-4 短期記憶

調査の直前にしていたことについて、把握しているか確認する項目になりますので、調査直前に行っていたことについて、具体的に答えられた場合は、3点提示を行わずにできると判断して問題ありません。直前の状況について、回答ができない場合については、3点提示を行い、判断するようにしてください。

4群について

4群は有無の項目となっており、過去1か月間の状況から、現在の環境でその行動が現れたかどうかに基づいて判断する項目です。ただし、特記事項には、これらの行動に対して、周囲の対応や介護の手間を記載するため、注意が必要。特記事項に記載していただくのは下記の通りです。

- ①問題となる行動について ②問題となる行動が起こる頻度 ③問題となる行動が起こることによる周囲の対応、

5群の項目について(介助の方法)

5群はほとんどが介助の方法の項目になります。対象の行動に対して「介助があるか、ないか」で判断する項目になりますので、特記事項には、下記の内容を記載してください。(5-3は能力の項目 5-4は有無の項目 注意!)

- ①対象の行動に対して、どのような介護の手間が発生しているか(特に固有の手間が発生している場合は、要注意!)
②対象の行動の頻度、介護の頻度
③適切な介助が行われていない場合は、適切な介助の方法を記載

日常生活自立度について ランクの記載と、なぜそのランクを選択したかの根拠を記載してください。